

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇―四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市岡部千八十六番地 他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百六十五立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇八九立方メートル毎秒